

「性別を理由にモヤっとした言葉」について

市内の小学4・5・6年生及び中学生を対象として、令和5年7月3日から8月31日までの間に「性別を理由にモヤっとした言葉」を募集しました。応募作品の中から、小学生・中学生各6作品ずつ選定し、啓発資材（令和6年カレンダー）に掲載する作品を決定します。

1. 応募結果

小学4年～6年	72点（うち電子申請38点）
中学生	67点（うち電子申請41点）

2. 選定基準

- 特定の人物等に対する誹謗中傷や悪意の意図がないもの
- 発言者等が容易に特定されないもの
- 場面が分かりやすく、読み手が理解・共感ができるもの
- ユニークで啓発資材に使用できるもの

3. 選定手順

啓発資材（令和6年カレンダー）に掲載する作品を、小学生・中学生各6作品ずつ選定しますが、応募多数のため事務局により選定を行い、別紙のとおり各20作品を候補作品としました。（別紙一覧表のとおり）

懇話会委員の皆さまには、最終選定として、各4点選定いただき、票数の多い順に各6点をカレンダー掲載作品として決定します。

選定は、LoGoフォーム（電子申請）による投票で行いますので、下の二次元コードから入力いただきますようお願いいたします。

懇話会当日に集計結果をご報告いたしますので、前日**10月24日(火)まで**の投票にご協力くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

投票はこちら⇒



令和5年度男女共同参画推進「性別を理由にモヤっとした言葉」作品選定要領

1 目的

令和5年度男女共同参画推進「性別を理由にモヤっとした言葉」作品募集要項に基づき、応募された作品の中から、要項の趣旨に合致した作品を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 選定基準

応募された作品について、次の基準に基づき選定する。

- (1) 特定の人物等に対する誹謗中傷や悪意の意図がないもの
- (2) 発言者等が容易に特定されないもの
- (3) 場面が分かりやすく、読み手が理解・共感ができるもの
- (4) ユニークで啓発資材に使用できるもの

3 選定にあたって

- (1) 選定は一宮市男女共同参画推進懇話会委員により行う。
- (2) 応募作品の中から、小学生の部及び中学生の部ごとに、6作品を決定する。
- (3) 応募総数や応募状況により選定数等選定方法を柔軟に考慮する。
- (4) 公正な選定を行うため、選定は応募者の氏名等を伏せて行うものとする。
また、各委員の審査内容は公表しない。

4 選定方法

(1) 事前準備

- ・事務局で応募作品を精査する。
- ・誤字脱字等を補筆する。

(2) 選定

① 事務局選定

- ・応募作品が多数の場合、事務局は応募作品の中から、小学生の部及び中学生の部ごとに、最終選定の対象となる作品を選定する。
- ・事務局は選定作品を一覧表に取りまとめる。

② 懇話会委員最終選定

- ・各委員は小学生の部及び中学生の部ごとに、事務局選定後の作品の中から4点投票する。
- ・小学生の部及び中学生の部ごとに、票数の多い順に6作品を、啓発資材掲載作品として決定する。
- ・得票数が同数の場合は、一宮市男女共同参画推進懇話会会長の一任により決定する。

令和5年度 男女共同参画推進「性別を理由にモヤっとした言葉」作品募集要項

1 目的

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが学童期から男女共同参画について正しい知識を持つとともに、その必要性を認識することが大切である。この作品募集は、作品を創作することを通し、将来社会を担う子どもたちに男女共同参画への理解と関心を深めてもらうことを目的とする。

2 募集作品

性別を理由にモヤっとした言葉

3 募集内容

家庭や学校、地域での身近な暮らしの中で、性別による役割分担意識や固定観念に関して違和感を持った言葉

4 応募資格

市内の小学4・5・6年生及び中学生

5 募集期間

令和5年7月3日(月)～同年8月31日(木)

6 応募方法

原則、以下の(1)または(2)によるものとするが、(3)についても可とする。

- (1) 応募用紙又は任意の用紙に必要事項(作品、氏名、学校名、学年、電話番号又はメールアドレス)を記入の上、政策課へ郵送又は持参
- (2) 電子申請・届出システムから応募
- (3) 応募用紙又は任意の用紙に必要事項(作品、氏名、学校名、学年、電話番号又はメールアドレス)を記入の上、所属する学校に提出

7 応募規定

応募は、1人につき1作品のみとする。

8 賞品

抽選により小学生・中学生の応募者各10名に図書カード1,000円及びいちみん缶バッジ(マグネット)1個を進呈する。

9 作品の取り扱い

- (1) 作品の著作権及び使用権等の一切の権利は、一宮市に帰属する。
- (2) 作品は、啓発物品として使用し、男女共同参画に関する広報物などに活用する。
- (3) 応募作品の返却は行わない。
- (4) 応募に際し得られた個人情報、本事業以外に使用しない。

【問い合わせ】

一宮市役所 政策課 TEL28-8952・内線 1033～1035